

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 道路河川維持課

許認可等の内容		道路管理者以外の者が行う工事の承認
根拠法令等及び条項		道路法第24条
標準 処理 期間	根拠条項	「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間について」（平成18年11月24日付道維第168号県道路維持課長 各土木事務所長宛て通知）を準用
	設定等年月日	平成18年11月24日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	3週間
審査 基準	根拠条項	道路法第24条、同法施行令第3条
	参考事項	栃木県道路管理の手引き
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法抜粋 (道路管理者以外の者の行う工事) 第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。 道路法施行令抜粋 (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持) 第三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。 <p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栃木県道路管理の手引きを準用 	